

## 第 8 章

### 計画の推進に関する事項

## 1. 目標値と期待される効果

- 本計画に掲げた施策の効果を適切に管理するため、3つのまちづくりの方針に基づく指標と目標値を設定します。
- また、1)～3)の目標値を達成することによる、期待される効果を確認するため、別途、市政に関する世論調査に基づく指標を設定します。

### (1) 目標値

#### 1) 多様な暮らし方を許容する市街地環境の形成

**指標1** 居住促進区域の人口密度の維持・誘導を把握する指標

項目	基準年度 (2015年度)	目標年度 (2040年度)	推計値 (2040年度)
居住促進区域の人口密度	41.0人/ha	41人/ha程度	31.0人/ha

#### 2) 都市の中心を担う地区（中心部）における高次都市機能の維持・誘導

**指標2** 都市機能誘導区域における誘導施設の維持・誘導の状況を把握する指標

項目	基準年度 (2015年度)	目標年度 (2040年度)	推計値 (2040年度)
都市機能誘導区域の誘導施設数	9施設	10施設	-

#### 3) コンパクトな移動を支える公共交通環境の維持・形成

**指標3** 公共交通の利用状況を把握する指標

項目	基準年度 (2015年度)	目標年度 (2040年度)	推計値 (2040年度)
リーバスの年間利用者数	235,243人	23万人程度	-

## (2) 期待される効果

1)～3)に示す目標値を達成することで期待される効果は、以下の指標で確認することとします。

### ■多様な暮らし方による快適な都市居住の満足度

#### 【市政に関する世論調査による居住の満足度の上昇】

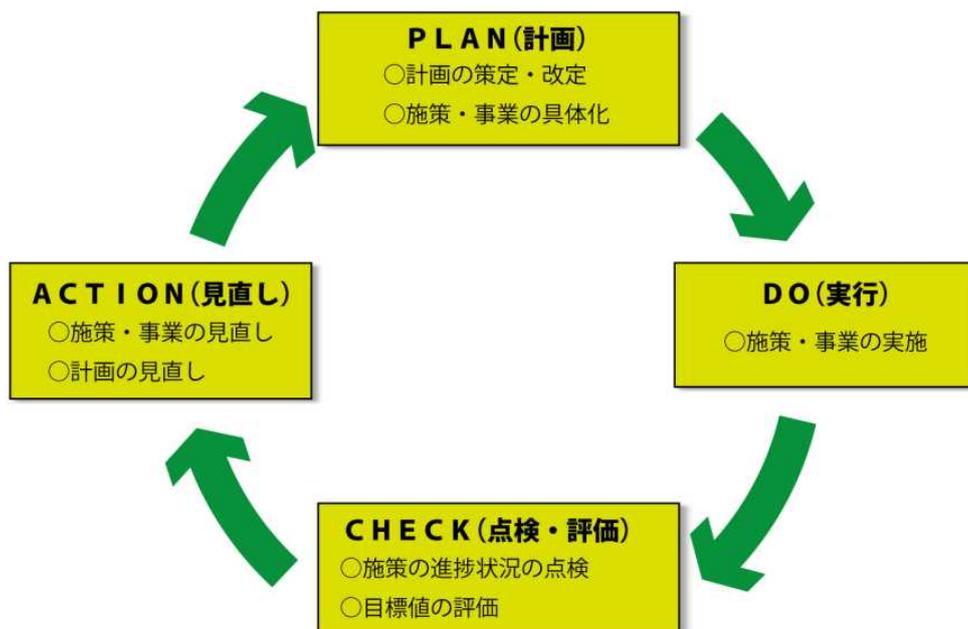
2019年度 暮らしの変化 良くなった 72.4%

→ 2040年度 良くなった 80.0%

※（市全域の「かなり良くなった」、「少し良くなった」、「変わらない」の合計）

## 2. 計画の進行管理

- 本計画の進行管理には、マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCAサイクルによる点検・評価を行うこととします。
- 点検・評価にあたっては庁内会議において、計画に記載された施策・事業の実施状況等を協議することとします。
- なお、制度等の改正のほか、計画策定後、おおむね5年ごとに本計画の進捗状況や妥当性等を精査・検討し、社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じ見直すこととします。



PLAN (計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•市(事務局)が庁内ワーキングでの意見を踏まえて計画を策定し、都市計画審議会に意見を聴取した上で、計画を公表します。</li> <li>•庁内関係各課は、計画に位置付けられた施策・事業について、実施に向けた具体的な取組みを進めます。</li> </ul>
DO (実行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•庁内関係各課が主体となって施策や事業を実施します。</li> </ul>
CHECK (点検・評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•庁内会議において、施策の進捗状況を点検し、庁内関係各課との協議・調整の上、施策・事業に対する評価・調整を行います。</li> <li>•おおむね5年ごとに、施策・事業の進捗状況や目標値との検証を行い、庁内会議や都市計画審議会において意見の聴取を行います。</li> </ul>
ACTION (見直し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•毎年の進捗状況の点検結果やおおむね5年ごとの評価・意見と、庁内会議の協議内容及び都市計画審議会の意見を踏まえ、市(事務局)と庁内関係各課により、施策・事業の見直しを行います。</li> <li>•必要に応じて、本計画の見直しを行うこととします。</li> </ul>

## 鹿沼市立地適正化計画

発行者：鹿沼市 都市建設部 都市計画課 都市計画係

住 所：〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

TEL：0289-63-2209

FAX：0289-63-2274

URL：<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/>